

## 令和4年8月8日臨時亀岡市教育委員会会議録

- 1 開会 午前 9時04分  
閉会 午前10時52分

### 2 出席委員

|   |   |    |   |     |
|---|---|----|---|-----|
| 神 | 先 | 宏  | 彰 | 教育長 |
| 末 | 永 | 礼  | 子 | 委員  |
| 出 | 藏 | 裕  | 子 | 委員  |
| 福 | 嶋 | 百合 | 子 | 委員  |
| 陀 | 安 | 一  | 郎 | 委員  |
| 秋 | 山 | 伸  | 夫 | 委員  |

### 3 欠席委員

|   |   |   |   |          |
|---|---|---|---|----------|
| 北 | 村 | 真 | 也 | 教育長職務代理者 |
|---|---|---|---|----------|

### 4 出席事務局職員

|     |   |     |                   |
|-----|---|-----|-------------------|
| 片   | 山 | 久仁彦 | 教育部長兼文化資料館長事務取扱   |
| 岡   | 田 | 康宏  | 教育総務課長            |
| 内   | 藤 | 一彦  | 学校教育課長            |
| 樋   | 口 | 竜次  | 社会教育課長            |
| 山   | 崎 | 浩久  | 社会教育課人権教育担当課長     |
| 桂   |   | 和裕  | 学校給食センター所長        |
| 谷   |   | 仁志  | 図書館長              |
| 谷   | 口 | 正二  | みらい教育リサーチセンター所長   |
| 阿比留 |   | 綾   | 教育総務課副課長兼総務係長事務取扱 |

### 5 傍聴者

なし

### 6 議事の概要

#### (1) 開会

○教育長が開会を宣言。

(2) 議 事

| 議案番号  | 件 名                             |
|-------|---------------------------------|
| 第4号議案 | 亀岡市立小学校設置条例等の一部を改正する条例の原案決定について |

○8月5日開催の臨時教育委員会で継続協議となった、令和6年4月の義務教育学校設置場所に係る課題事項について、教育総務課長が説明を行った。

事務局で検討を行った結果、現本梅小学校の場所で仮設校舎を建設して義務教育学校を開校する案では、新校舎建設の現場に児童生徒がいないため工事を円滑に進められるという利点はあるが、住民、保護者説明会において学習環境の確保に対する不安などの意見が挙げられており、また、通学方法が短期間で2回変更となることにより、児童生徒や保護者の負担感が増すといった課題があると考えた。

現本梅小学校と現青野小学校の既存校舎を活用し、前期課程児童と後期課程生徒を分けて義務教育学校を開校する案では、新校舎建設に関しては前案と同様であるが、施設が分離されることで、義務教育学校としての教育上の効果が十分に得られない可能性が高いという課題があると考えた。

現育親中学校の場所で義務教育学校を開校する案の課題事項として、新校舎建設工事に係る児童生徒の安全確保に関しては、児童生徒が通学等で使用する動線と工事車両等が使用する動線を分離することが可能であることが確認できた。また、新校舎建設時における騒音に対しても、これまでの工事実績から、十分な対策を行うことで軽減することが可能であると考えている。直近で工事を行った千代川小学校等においても学習面において大きな支障や苦情が出ていないことも確認でき、これらの課題解決を図ることで、本梅小学校と比較し育親中学校の敷地面積は広いため学習環境への影響も少なく、後期課程の生徒にとっては、現在の学習環境から変化が少ないということ、児童の通学方法の変更が1回となり児童及び保護者の負担軽減に繋がるなど、事務局としては、現在の育親中学校の校舎を活用して義務教育学校を開校する案が、より良好な教育環境を整えることができると考えた。

○説明を受け、委員から次の意見があった。

秋 山 委 員 義務教育学校の特色を活かしたより良い教育ができる環境が整い、確実に安全対策を講じることができるのであれば、令和6年4月からの開校場所として、現在の育親中学校の場所で開校することで良いと考える。これまで地域住民や保護者に対し説明してきた開校場所の案とは異なるため、その説明を丁寧にする必要がある。

教 育 長 令和6年4月に義務教育学校を開校するうえで、現在

の育親中学校の校舎を活用すると、児童生徒が使用できる教室もあるため、仮設校舎を新たに建設する必要がないという効果はある。

以前に開催した説明会においても、保護者からは仮設校舎における学習環境の不安や、仮設校舎で子どもを卒業させることへの複雑な思いなどが意見として出されている。

もちろん、現在の中学校の校舎を児童が使用できるようにするため、給食配膳室の設置など最低限の整備は必要となるが、義務教育学校の前期課程を現本梅小学校、後期課程を現青野小学校の場所で開校することは、義務教育学校としての教育効果は十分に得られないと考えられるので、安全性等が確保できるのであれば一つの案であると思うが、委員の皆さま方のご意見はどうか。

福 嶋 委 員

令和6年の義務教育学校の開校場所として、現在の育親中学校の場所で開校する案は良いと思う。

育親中学校の場合は、校舎もいくつかの棟に分かれており、改修工事を行う際にも工事を行っている棟を閉鎖して工事が進められる可能性も考えられる。

また、新校舎をグラウンドに建設する際にも、現在、中学校の生徒が使用している道路とは別に国道372号の宮前町方面からグラウンドに通じる道路もあるため、その動線を分離することが可能であり、グラウンドと既設校舎の位置関係からも十分な安全対策を講じることが可能である。

先に教育長からもあったが、現在の育親中学校の校舎にはゆとりもあり、前期課程の児童が入っても一定の教育環境を確保でき、後期課程の生徒が現本梅小学校に建設する仮設校舎で卒業を迎えるより、現育親中学校の校舎から卒業できる方が、生徒にとって有益であると考えます。

更に、前期課程と後期課程の開校場所が別々という案については、義務教育学校として効果的な教育ができるかということに不安がある。

それらを総合的に考えると、事務局案は良いと考える。既設校舎を活用して義務教育学校を開校するとなると、住民が期待している新校舎建設は不要と判断されるかもしれないという不安も出てくるので、その解消に向けた説明は必要だと思う。

- 出 藏 委 員 保護者の立場から考えると、児童が中学校の施設を使用すること、また、工事車両が出入りすることは大きな不安要素である。これまでの説明会等で小学校は3校一緒となり、本梅小学校で過ごすということに理解が得られているのであれば、義務教育学校の前期課程を現本梅小学校、後期課程を現育親中学校の場所で開校するという考え方もあるのではないかな。
- 義務教育学校の特色ある教育に関しては、オンラインを活用して授業を行ったり、行事は合同で実施するといった工夫で補えるのではないかな。
- 工事が行われている学校敷地において、児童生徒数が増えることで安全性が本当に確保できるのかという不安も払拭できないため、分離して開校するという案も検討する余地があると思う。
- 教 育 長 2箇所に分けて開校することも一つの案ではあるが、義務教育学校は校長が一人であり、学校敷地が2箇所に分かれてしまうと、管理が十分に行き届かないことも懸念される。副校長は配置することになるが、あくまでも教頭職であるため、教職員組織は一体化し、学校も1箇所である方が学校管理という観点から考えると良いのではないかな。
- また、施設分離型の小・中一貫校として開校することは不可能ではないが、これまでの説明経過もあり、また、小・中学校を一貫とするのであれば、より教育効果が高まることが期待される施設一体型として開校するべきだと思う。
- 末 永 委 員 安全の確保が困難であれば、先にあった2箇所での開校も案として考えられるが、その対策を十分に講じることが出来るのであれば、義務教育学校として前期・後期課程の児童生徒が同じ場所で学びをスタートさせることが一番望ましいと思う。
- 確かに工事は危険を伴うものではあるが、過去に大規模改修工事が行われている学校にいた経験から、工事を実施している場所は区切りもしっかり設置され、また、ガードマンを適切に配置することで登下校時の安全確保も可能となるため、大きな心配はないと考える。
- また、工事期間中は多少の不便を感じることはあっても、学校が建ち上がっていく姿を目の当たりにすることで、児童生徒が自分達の新しい学校を創り上げていくという気持ちや愛着心を育むことに繋がることも期

待されるなど良い面もある。

令和6年4月の開校時にはグラウンドなどの使用に制約はあるにしても、教室等に無理がなく、学習がスタートできるのであれば現育親中学校の場所で開校する案は良い。

陀安委員

これまでの教育委員会の議論でも、令和6年4月に義務教育学校を開校、令和8年4月には新校舎での学習を開始するという前提で話してきたので、今回提案の現育親中学校の場所において開校することも選択肢としては考えられる。開校場所がこれまでの説明と変わるため、そのことに関しては住民や保護者が十分に納得し、理解を得られる説明をする必要がある。

また、先の説明で国道372号の宮前町側から学校に入る道路を工事用車両の動線とし、児童生徒等は本梅町側の道路を使用するということがあったが、隣接の工場等の関係で通行に支障は生じないのか。

片山教育部長

宮前町から入る道路は亀岡市の市道であるため、基本的に大きな支障は生じないと考えている。もちろん工事に際し、近隣の方々の理解を得る必要はあるが、通行に関して制限を受けるものではないと考えている。

教育長

令和6年に義務教育学校を開校するとすれば、学校の教室数も一定数あり、また、工事期間中の安全性の確保策の目途もある現在の育親中学校の場所での開校は一案となる。

今回の取組の根幹を成す部分であり、人事や職員配置、教育課程の編成などに大きく影響してくる。

末永委員

新しい学校を義務教育学校として開校するのか、全く違う形で開校するのかを考えると、これまでから義務教育学校を創るということで、地域や保護者、子どもたちも含め一つになって取組んできた経過もあり、その根底を覆すことはできない。

それを踏まえると義務教育学校として現在の育親中学校で、子どもたちが一緒にスタートを切る形で開校することが良い。

新たな学校づくりについて保護者や地域の方と共通の認識をもって進めていくということで、改めて理解を求めていく必要がある。

福島委員

義務教育学校を令和6年に開校するということを基調として考えると、現育親中学校の場所で始めるということは一番の本筋である。

現青野小学校を後期課程として開校して、小・中分離型の一貫校という形にしても小学校の改修は必要となり、改修するのであれば育親中学校を小学生が利用できるようにして、前期後期課程の児童生徒が一緒に過ごせる環境を整えた方が、より良い教育環境となる。ただし、令和8年に新校舎が建っても、グラウンド整備はその後になることや新校舎建設中のグラウンドの確保策、仮に現本梅小学校のグラウンドを活用するのであれば、その移動手段の見通しも含めて、今後、地域や保護者の方々に十分な説明をする必要がある。

出 藏 委 員 安全の確保に不安要素があるのであれば、小中一貫校として分離して開校することも選択肢の一つではないか。最も大切に考えなければならないのは、児童生徒の安全確保である。

陀 安 委 員 安全とは何かという視点で考えると、過去にも亀岡中学校や千代川小学校での改修工事など、十分な対策を講じたうえで、児童生徒に配慮をしながら工事を実施してきた実績もあり、児童生徒がいる敷地内で工事を実施することが即、児童生徒の安全を脅かすということにはならないのではないか。

教 育 長 様々な意見や課題も挙げられたが議論をまとめると、現育親中学校の場所での新校舎建設工事については、安全対策をしっかりと講じること。また、工事は児童生徒の学習環境に十分に配慮して進めること、更に今後も保護者や住民に十分な説明を行っていくことが条件になるが、現育親中学校の既存校舎を活用して令和6年4月から義務教育学校を開校することが、より良い教育環境を整えることができると考えられる。

教育総務課長 これまでに委員の皆さま方からいただきましたご意見をもとに、4号議案を提案したいので少し時間をいただきたい。

### (3) 休会

○教育長が休会を宣言。

### (4) 再会

○教育長が再会を宣言。

○第4号議案について、教育総務課長が議案説明を行った。

育親中学校ブロックの学校規模適正化による取組において、子どもたちのより良い教育環境の創出を目指すため、現本梅小学校、畑野小学校、青野小学校、育親中学校を閉校し、令和6年4月1日から新たに義務教育学校として育親学園を設置するため、関係条例の改正を行うものである。具体的には、亀岡市立小学校設置条例第1条において小学校を17校設置すると規定されているところから本梅小学校、畑野小学校、青野小学校を削除し、亀岡市立中学校設置条例第1条において中学校を6校設置すると規定されているところから育親中学校を削除し、亀岡市立義務教育学校設置条例第1条において義務教育学校1校を設置すると規定されているところに亀岡市立育親学園を加えて改めるものである。

教 育 長 事務局から議案説明があった第4号議案「亀岡市立小学校設置条例等の一部を改正する条例の原案決定について」は原案どおりとしたい。

第4号議案について、原案どおり承認した。

(5) その他

○オンラインで参加した陀安一郎委員については、亀岡市教育委員会会議規則に基づき出席したものとみなす。

(6) 閉会

○教育長が閉会を宣言

以 上